

令和8年度（2026年度）



下 川 町 保 健 福 祉 課

下川町認定こども園「こどものもり」

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	下川町
事業者の所在地	上川郡下川町幸町63番地
事業者の連絡先	01655-4-2511
代表者氏名	下川町長 田村 泰司



(2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	下川町認定こども園「こどものもり」							
所在地	上川郡下川町南町411番地							
連絡先	(電話番号) 01655-4-2413 (FAX番号) 01655-5-2472							
開設年月日	平成31年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号	—			20人		20人	
	2号・3号	4人	10人	11人	50人		75人	
	合計	25人			70人		95人	
当園の基本理念・方針	<p>【保育の理念】</p> <p>下川町認定こども園「こどものもり」(※以下、記載では「こどものもり」と称します。)は、児童福祉法などの関係法令、下川町認定こども園条例などの関係例規のほか、第6期下川町総合計画などの各種計画等を踏まえ、入園するすべての子どもの福祉を積極的に推進するため、次の保育理念を大切にします。</p> <p>集団生活の中で、子ども一人ひとりが持っている可能性を最大限に引き出せるよう保育活動の推進に努めます。</p> <p>【教育及び保育の目標】</p> <p>小学校就学前の子どもにとって、「こどものもり」は、「集団生活」という大切な時間を過ごす場所です。「こどものもり」は、次の目標に向けて入園するすべての子どもの保育を行い、また、その保護者に対する援助に取り組んでいきます。</p>							

	<p>○たくましく未来に生きる心と身体を育てる ～自然の中であそぶこども～</p> <p>★元気なこども 明るく挨拶をし、基本的な習慣をつけ、社会的なルールを守りながら心身共に健康な身体をつくる</p> <p>★思いやりのあるこども 生命を大切にし、相手の立場に立って考えることができ、友達と共感し合える豊かな心を培う</p> <p>★自分で考え行動表現できるこども 物事に対してよく考え、自分の意思をもち自ら問題を解決する力を養う</p> <p>★楽しく遊べるこども いろいろな行動をする中で協調性を養い自ら発見し、発展させていく力を養う</p>
--	--

(3) 主な設備の概要

敷地	敷地全体	9, 529 m ²
屋外遊戯場		5, 584. 948 m ²
園舎	構造	木造 一部鉄筋コンクリート造平屋建て
	床面積	延べ1,036. 33 m ²

部屋名	部屋数	面積
遊戯室	1室	190. 00 m ²
乳児室	1室	17. 20 m ²
ほふく室	1室	61.47 m ²
保育室	3室	173. 75 m ²
便所 (幼児用を含む)	7室	60. 76 m ²
沐浴・洗濯室	1室	7. 20 m ²
洗濯室	1室	3. 96 m ²
厨房	1室	41. 60 m ²
子育て支援室	1室	50. 00 m ²
医務室	1室	8. 64 m ²
事務室	1室	62. 20 m ²

(4) 職員体制 (令和 8年 4月 1日 現在)

職種	員数	フルタイム	パートタイム	備考
園長	1人	1人	0人	
保育士	18人	10人	8人	(支援センター勤務を含む)
管理栄養士・調理員	6人	1人	5人	
公務補	1人	0人	1人	
事務職員	0人	0人	0人	

(5) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで (土曜日は事前申し込みによる)	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後1時30分 (4時間30分)
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始 (12月31日～1月5日)	
保育の必要性	なし	

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで (土曜日は事前申し込みによる)	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分 (11時間)
	保育短時間	午前7時30分～午後1時30分 (6時間)
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始 (12月31日～1月5日)	
保育の必要性	保育標準時間	主にフルタイム (就労時間が月120時間以上) で勤務している保護者を想定した利用区分で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育を希望する場合。利用可能時間は1日最大11時間。
	保育短時間	主にパートタイム (就労時間が月48～120時間未満) で勤務している保護者を想定した利用区分で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育を希望する場合。利用可能時間は1日最大6時間。

(6) 保育の必要性の認定

「保育の必要性」とは、教育・保育給付認定の決定を客観的に判断するための指標のことで、2号認定又は3号認定（保育認定）に当たっては、次のいずれかに該当することが必要です。

なお、教育標準時間認定の場合は保育の必要性の認定は必要ないため、就労の有無等に影響はありません。

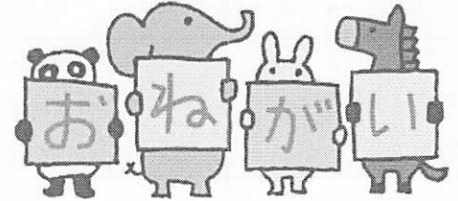
保育の必要性の事由		基準	保育認定期間
1	就労	常態として月48時間以上（概ね1日当たり4時間以上、かつ週3日以上）就労（家庭内外）している場合	最長小学校就学前まで
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障がいを有している場合	最長小学校就学前まで
4	介護・病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	最長小学校就学前まで
5	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害に遭い、その復旧に当たっている場合	最長小学校就学前まで
6	求職活動	保護者が就労のための活動（起業準備を含む）をしており、保育ができない場合	教育・保育給付認定の効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで
7	就学	保護者が学生であり、保育ができない場合（職業訓練校等における職業訓練を受けている場合を含む）	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
8	虐待やDVのおそれがある	お子さんの家庭内で虐待やDVのおそれがあり、お子さんの保育を行うことが困難であると認められる場合	最長小学校就学前まで
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している	既に認定こども園を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得し、その間に認定こども園を引き続き利用することが必要であると認められる場合	必要な期間
10	その他	前各号に類するものとして町長が認める事由に該当する場合	必要な期間

※上記2、6及び7については、小学校就学前（2号）又は満3歳に達する日の前日（3号）までの期間と比較して短い方となります。

【留意事項】

認定区分の変更や、保育の必要性の認定内容の変更（例えば、仕事を辞める、転職する、妊娠が判明した等）が生じた場合は、お子さんを預かる期間が変わることがありますので、必ず事前に（速やかに）保健福祉課又は認定こども園にその旨を届けてください。

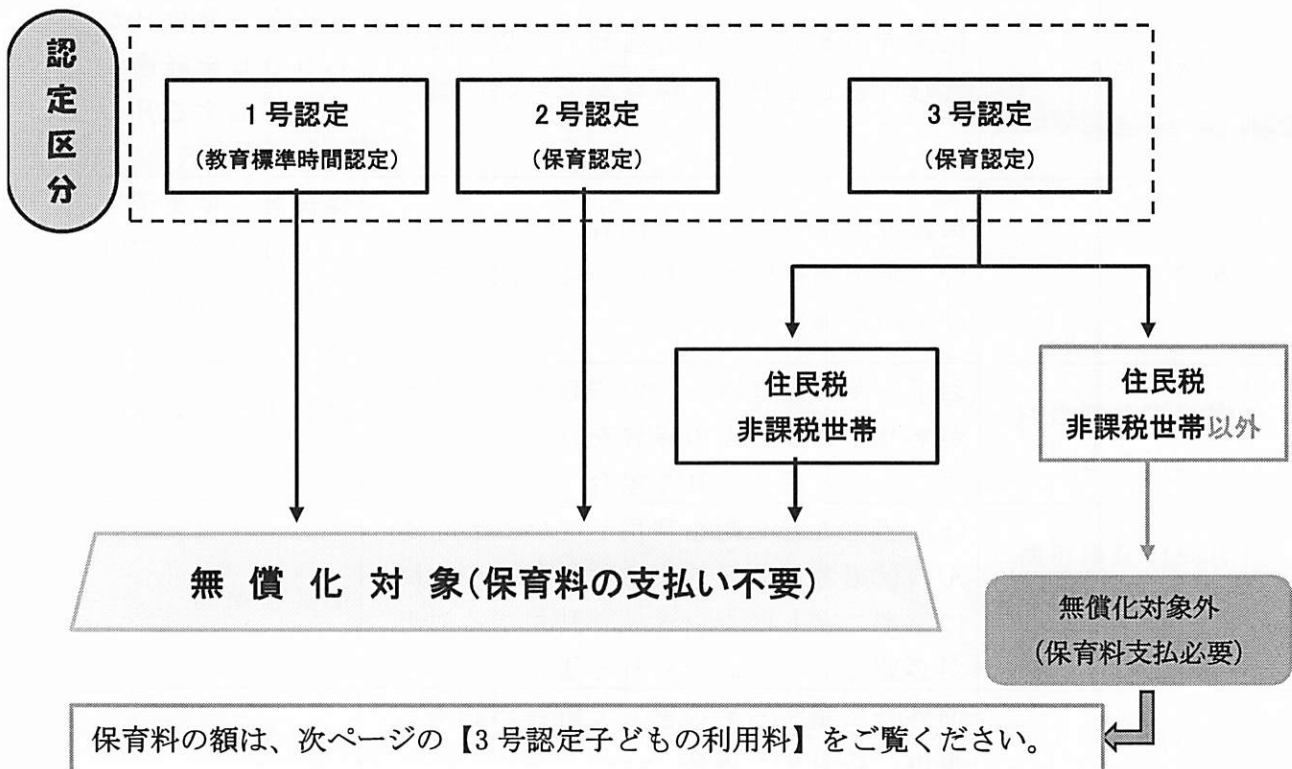
なお、月の途中で認定区分や保育の必要量の変更は可能ですが、保育料の変更は申請月の翌月からとなります。



(7) 保育料

子ども・子育て支援法などの関係法令が改正され、令和元年10月1日から、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全てのお子さん（1号認定子ども、2号認定子ども）と、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のお子さん（3号認定子ども）は、保育料が無料となっています（無料となる範囲は月額保育料に限りますので、後述の一時預かり等の費用は含まれません。）。

なお、市町村民税非課税世帯以外の0歳から2歳までのお子さん（3号認定子ども）については、月額保育料の支払いが必要となります（多子軽減等により保育料が減額又は免除となる場合を除く）。



【3号認定子どもの利用料】＜保育標準時間・短時間認定＞

区 分		保育料（利用者負担額・月額）	
階層 区分	定 義	3号（3歳未満児）	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定子どもの保護者の世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,800円 [3,500円]
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	12,000円 [3,600円]
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	17,800円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	24,400円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	32,000円
第8階層		397,000円以上	41,600円

※ [] 書きは、ひとり親世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他要保護世帯等の額です。このほか第3・4・5階層世帯のうち特定被監護者等が複数人いる場合、2人目以降の満3歳未満保育認定子どもについては無料となります。

※利用者負担額とは別に教材費等の実費徴収があります。

※お子さんが2人以上いる場合、階層区分によっては満3歳未満保育認定子どもの保育料が免除又は減額される場合があります（階層区分によって減免の計算方法が異なります。）。

※未婚のひとり親の場合は、市町村民税所得割の算定に当たり、寡婦（寡夫）控除が適用されるとみなしたうえで保育料を算定します。みなし適用には申請が必要です。

※政令指定都市から転入してきた場合は、特例計算により保育料を算定します。

(8) 支払方法

◎口座振替の利用ができる金融機関(納付は原則として口座振替をお願いしています。)



- ・北星信用金庫(本店・各支店)
- ・北はるか農業協同組合下川支所
- ・ゆうちょ銀行

◎金融機関で直接支払う方法 利用できる場所・金融機関



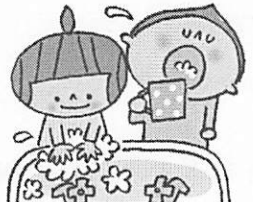
- ・下川町役場出納窓口
- ・北星信用金庫(本店・各支店)
- ・北洋銀行名寄支店
- ・北海道労働金庫名寄支店
- ・北海道銀行名寄支店
- ・北はるか農業協同組合下川支所

(9) 年間行事予定(一年間の主な行事)

(※予定であり、都合により中止又は実施時期が変わることがあります。)

月	行事名	月	行事名
4月	入園式	9月	保育参観
	保育参観	10月	内科健診
5月	内科健診	11月	発表会
6月	運動会		
	歯科健診	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり	2月	記念写真撮影
			保育参観
	親子社会見学(くるみ)	3月	豆まきの会
8月	おまつりごっこ		ひなまつりの会
			お別れ会
			卒園式
摘要	森のあそび、避難訓練、身体測定、誕生会、こぐまクラブは毎月実施します。		

(10) 保育日課（「こどものもり」の一日）

3 歳 未 満 児（3号認定）		3 歳 以 上 児（1号・2号認定）
登園、健康視診、連絡事項を受ける、 持物整理、自由遊び 朝の会 	7 : 3 0 以降順次 9 : 0 0 9 : 4 0	登園、健康視診、連絡事項を受ける、 持物整理、自由遊び 自由遊び（教育・保育） 朝の会
各クラスへ移動 おやつ 室内遊び（うた、わらべうた、運動 遊び、音楽・リズム遊び、遊具での 遊び、制作活動）、戸外遊び、散歩 等	1 0 : 0 0	各クラスへ移動 室内遊び（うた、わらべうた運動遊 び、音楽・リズム遊び、遊具での遊 び、制作活動）、戸外遊び、散歩、 森のあそび等
手洗い、給食準備、食事、食事完了	1 1 : 0 0 1 1 : 3 0	手洗い、給食準備 3歳児食事（11：30～） 
うがい、午睡のための準備 	1 2 : 1 0 1 2 : 2 0	4・5歳児食事（11：45～） 食事完了 歯磨き、室内遊び、運動遊び （3歳児12：20～、4・5歳児
午睡（保育標準時間） 保育短時間降園開始	1 2 : 3 0 1 3 : 1 5 1 3 : 3 0	1 2 : 3 0～ 1号認定子ども及び保育短時間 降園開始 午睡（保育標準時間）
めざめ、おやつ、うがい お迎え順に降園 3歳未満児合同保育 降園終了	1 5 : 0 0 1 5 : 4 5 1 6 : 0 0 1 8 : 3 0	めざめ、おやつ、うがい お迎え順に降園 3歳以上児合同保育 降園終了

(11) 送り迎えについて

送迎	保護者の方の送り迎えを原則とします。送り迎えの途中で事故があった場合は、保護者の責任となります。都合で送り迎えを他の人をお願いする場合は、その人の名前などを必ずお知らせください。
遅れる場合	家庭の事情で送り迎えの時間が大幅に遅れる場合は、事前に必ず連絡してください。特に登園時間が遅くなる場合は給食の準備がありますので、午前9時頃までに連絡してください。
緊急時の対応	緊急時に連絡が取れるようにしておいてください。
教育標準時間 【登園時間】 【降園時間】	1号認定 保護者の方が玄関まで送り入れてください。 7時30分～9時00分までにお子さんを登園させてください。 13時15分～13時30分までにお子さんを迎えに来てください (降園時間開始前のお迎えも可能です。)。
保育標準時間 【登園時間】 【降園時間】	2・3号認定 保護者の方が玄関まで送り入れてください。 7時30分～9時00分までにお子さんを登園させてください。 15時45分～18時30分までにお子さんを迎えに来てください (降園時間開始前のお迎えも可能です。)。
保育短時間 【登園時間】 【降園時間】	2・3号認定 保護者の方が玄関まで送り入れてください。 7時30分～9時00分までにお子さんを登園させてください。 12時30分～13時30分(3号)、13時15分～13時30分 (2号)までにお子さんを迎えに来てください (降園時間開始前のお 迎えも可能です。)。

(12) 慣らし保育について

慣らし保育の期間	慣らし保育の期間は、1週間～10日程度行います。
降園時間、給食、午睡について	担任と保護者の方とでお子さんの様子を見ながら、降園時間、給食の開始、午睡の開始等の日程を決定していきます。

(13) 欠席について

欠席する時	欠席する場合は、午前9時頃までに必ず連絡してください(理由もお伝えください。)
欠席の事前連絡	事前に決まっている家庭の用事等での欠席は、保育士へお知らせください。
感染症、その他移りやすい病気の対応	感染症などによっては「出席停止」になる場合があります。医師の許可があるまで登園を控え、家庭や病院で治療に専念してください。
休園又は退園する場合	長期間の休園又は退園をする場合は、できるだけ速やかに「下川町認定こども園退園(休園)届」(別記様式第6号)を町長(「こどものもり」)に提出してください。

(14) 給食等について

おやつ	おやつは3歳未満児が午前と午後、3歳以上児が午後に「こどものもり」から出します。
アレルギー等への対応	アレルギーのあるお子さんにも対応していますので、「こどものもり」に相談してください。
行事への協力	保育参観、運動会、発表会、こぐまクラブなど保護者の皆さんにご協力いただく行事があります。園外保育の際に弁当を持参していただく場合があります。
朝食について	朝食を食べてから登園させてください。登園したらすぐ遊びなどで体を動かす活動が始まります。元気よくスタートできるようにしましょう。



(15) 土曜日保育について

「こどものもり」では、事前の申し込みにより土曜日保育として預かっています。
(希望の時間をお伝えください。)

(16) 障がい児保育について

障がいのあるお子さんを集団の中で保育します。

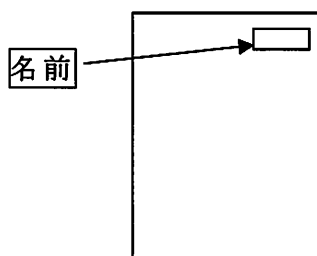
(17) 午睡について〔保育標準時間の2号・3号認定子ども〕

午睡の時間	昼食後（午睡開始時間は年齢により異なります。）から15時00分まで午睡があります。
家庭で用意するもの	タオルケット、敷布団 ※園児は床上に敷布団を敷いてお昼寝します。 ※冬季は毛布を使用することも可能です。 ※全てに名前を付けてください。
お願いしたいこと	月1～2回布団洗濯日がありますので、ご家庭で洗濯してください。おもらし等で汚した場合は、その都度、家庭で洗濯をお願いします。



※敷布団、タオルケットのサイズ

… 横70cm、縦120cm



(18) 預かり保育・延長保育の利用について

預かり保育・延長保育とは	<預かり保育> 1号認定子どもについて、教育標準時間終了後に一時的に保育を実施するもの。 <延長保育> 2号認定子ども又は3号認定子どもについて、やむを得ない理由（例えば仕事の都合）により保育標準時間又は保育短時間終了後に延長して保育を実施するもの。
利用回数	制限回数等はありません。
利用時間	<預かり保育> 月曜日から土曜日の午後1時30分から午後6時30分まで。 <延長保育・保育標準時間> 月曜日から土曜日の午後6時30分から午後7時00分まで。 <延長保育・保育短時間> 月曜日から土曜日の午後1時30分から午後7時00分まで。
申込	原則として利用開始希望日までに「下川町認定こども園預かり保育・延長保育申込書」（別記様式第2号）を町長（「こどものもり」）に提出してください。ただし、やむを得ない理由により緊急を要する時は提出時期について相談に応じることとします。
料金	4時間以内は600円（3歳未満児）、500円（3歳以上児）。 1時間増す毎に100円（4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算）。 ※生活保護世帯等については無料となります。

(19) 服装について

※どんな小さな物にも、全て名前をつけてください。

服装について	自分で着脱しやすい服装、活動しやすい服装、汚れてもよい服装で登園させてください。
靴	自分で脱ぎ履きしやすく、歩きやすい靴を選んでください。
着替え	季節に合わせた衣服の着替えを一式（パンツ、シャツ、靴下、ズボン、服）二替わり位、保育室内のロッカーの引き出しに置いてください。

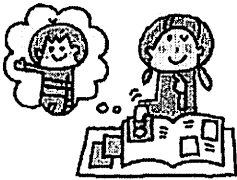


(20) 必要な持ち物について（ご家庭で用意していただくもの）

※どんな小さな物にも、全て名前をつけてください。



通園カバン	連絡ノート、汚れた物を入れます。リュックも可能です。
箱ティッシュ	園児が共同で使います（年間3箱程度）。ご協力ください。
おしぼり	給食後に口や手を拭くおしぼりを用意してください （※3・4歳児は濡らした物をおしぼりケースに入れて持たせてください。）
歯ブラシ・ 歯ブラシケース	歯磨きで使用します（3歳以上児のみ）。
コップ	うがいに使う、コップを用意してください。コップは持ち手のついたものにしてください。
置き靴	園庭で遊ぶ靴を準備してください。 （※床暖房が入っていますので上靴は使用しません。）
ビニール袋・ ポリパック等	汚れた物を持ち帰るときなどに使用します。
3歳未満児	3歳未満児は、このほか、おむつ、おしりふき、おしぼり3枚（乾いたもの）、おしぼり入れ（使った物は毎日持ち帰ります。）エプロンが必要になります。

(21) 家庭との連携

<p>おたより</p> 	<p>「こどものもりだより」「献立表」「クラスだより」は毎月発行し、子どもの様子や行事等、「こどものもり」からのお願い等を掲載します。必要に応じて「お知らせ」プリントを出す場合があります。お子さんがカバンに入れて持ち帰りますので必ずお読みください。このほか連絡事項等を玄関の掲示板にてお知らせします。</p>
<p>連絡ノート</p>	<p>3歳未満児は連絡ノートがあります。連絡ノートを担任と保護者の連絡に使います。担任が「こどものもり」での様子や連絡事項を書きます。家庭での子どもの様子や気をつけてほしいことなどがあれば書いてください。</p>
<p>大事な連絡は口頭で</p>	<p>前日の夜、当日の朝などいつもと変わった様子や、急ぎの連絡事項は、口頭でお知らせください。</p>
<p>電話番号等の変更</p>	<p>住所・電話番号・世帯主・保護者の勤務先等が変更になった場合は、必ず連絡してください（就労の場合は就労証明書を提出してください。）。</p>
<p>緊急時等の連絡</p>	<p>園から感染症の注意喚起や、行事の緊急連絡などは、必要に応じてスマホ役場で配信することがあります。登録のご協力をお願いします。</p>
<p>個人懇談会等</p>	<p>保護者との各種懇談等を充実させ、家庭との連携を図ります。</p>
<p>お願い</p>	<p>基本的に園に必要なものはお子さんに持たせないでください（友だち同士の物品交換も不可です。）。また、園児のロッカー等を利用した保護者間での物品の交換等もしないようにご協力をお願いします。</p>

(22) 保健衛生について

<p>うがい手洗い</p>	<p>インフルエンザや風邪等の予防のために、家庭でうがい・手洗いを行ってください。</p>
<p>清潔を保つ</p>	<p>体はいつも清潔にして、爪はこまめに切ってください。</p>
<p>お迎えのお願い</p>	<p>発熱・頭痛・歯痛・腹痛・吐き気などで保育を続けるのが無理な場合は、家庭と連絡を取り、お迎えをお願いすることもあります。</p>
<p>万一の時</p>	<p>事故・ケガには充分注意しますが万一子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。すぐに保護者と連絡が取れない場合は、状況により園児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。</p>
<p>傷病がある場合</p>	<p>傷病（病気、けが）の状態により、集団保育をする中で安全に預かることができないと判断した場合は、登園日や在園時の活動時間を調整させていただくことがあります。</p>

<p>投薬について</p> 	<p>「こどものもり」では原則として保育士が投薬（外用薬を含みます。以下同じ。）することはできません。 やむを得ず持参する場合は投薬依頼書（「こどものもり」にあります。）に記入の上、直接保育士にお渡しください。 朝、お子さんがカバンに薬を入れた場合は、入っていることを必ず伝えてください。 保育士が保護者に代わってする投薬は、当日分のみ預かることとし、医師が処方した薬に限らせていただきます。</p>	
<p>感染症などが疑われる場合</p>	<p>集団感染を防止する観点から、保護者の方に相談させていただき、お迎えをお願いすることがあります。</p>	<p>※胃腸炎、結膜炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、水痘等</p>
<p>感染症と診断された場合</p>	<p>集団感染防止のため、登園を控えていただきます。</p>	

（２３）保険の加入状況等

<p>保険</p>	<p>「こどものもり」では、保育中の万一の事故に備えるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に加入しています。</p>	
<p>こぐまクラブ</p>	<p>親子安全教室 幼児の頃から交通安全を身につけるために、親子でこぐまクラブに入会します。毎月１回交通安全についての教室があります。年１回ほど保護者の方に当番になっていただくようになりますので、どうぞご協力ください（時間は９時３０分から３０分程度です。）。</p>	

（２４）保護者の会

<p>保護者の会</p>	<p>保育の円滑向上を図るために、入園と同時に会員になっていただくこととなります。会費として年額１人４，２００円を納めていただきます。</p>
--------------	---

（２５）入園の制限、解除

<p>入園の制限</p>	<p>入園の申込みに際して、次の事項に該当する場合は、入園を制限する場合があります。 ア 感染症疾患を有する場合 イ アのほか、悪質な疾患を有する場合 ウ 身体虚弱等のため保育に堪えられない場合 エ その他集団保育に堪えられない場合 など</p>
<p>入園の解除</p>	<p>お子さん又は保護者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、入園を解除する場合があります。 ア 入園の資格に該当しないこととなった場合 イ 上記の「入園の制限」のア～エのいずれかに該当することとなった場合 ウ 保護者が下川町認定こども園条例又はこの条例に基づく規則に従わない場合</p>


(26) 一時保育の利用について

一時保育とは	入園の承諾を受けた子ども以外の子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、緊急及び一時的に家庭における育児が困難となった乳幼児並びにその他特に町長が認める場合の一時的な保育。
利用回数	月10日以内の町長が認める日数に限ります。
利用時間	月曜日から土曜日の午前8時00分から午後6時00分まで。
申込	原則として利用開始希望日までに「下川町認定こども園一時保育申込書」を町長（「こどものもり」）に提出してください。
料金	1時間300円（3歳未満児）、200円（3歳以上児）。 4時間を超える場合は、1時間増す毎に100円。 ※1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算。 ※生活保護世帯等については無料となります。

(27) こども誰でも通園制度の利用（制度の実施は令和8年4月1日から）

こども誰でも通園制度とは	月一定時間までの利用可能枠の中で、要件を問わず保育所等に通園できる制度です。
利用回数	月曜日から金曜日の午前8時30分から午前11時30分まで
利用時間	月10時間以内に限ります。
申込	こども誰でも通園制度総合支援システムにより行います。 ※利用開始前に利用の認定を受け、面接を実施した上での利用となります。
料金	1時間300円。 ※1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算。 ※生活保護世帯等については無料となります。

(28) 嘱託医

医療機関の名称	町立下川病院	
医師名	片野 俊英	
所在地	上川郡下川町西町36番地	
電話番号	01655-4-2039	

(29) 歯科検診担当医

医療機関の名称	医療法人臨生会吉田病院
医師名	先川 信
所在地	名寄市西3条南6丁目8番地2
電話番号	01654-3-3381

(30) 非常災害対策

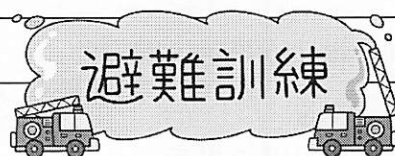
【管轄する消防署】

消防署名	上川北部消防事務組合 下川消防署
所在地	上川郡下川町幸町63番地
電話番号	01655-4-2119

【管轄する警察署】

警察署名	名寄警察署 下川警察官駐在所
所在地	上川郡下川町西町217番地
電話番号	01655-4-2042

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	平成28年10月14日
避難訓練	毎月1回実施（火災訓練・地震訓練）、年1回実施（水害訓練）
防災設備	消火器具、非常通報装置（消防機関）、火災報知設備、誘導灯・標識、パッケージ型消火設備
避難場所	認定こども園 園庭
緊急時の連絡手段	非常通報装置（ボタンを押すと自動で消防署に電話され音声が出る）



(31) 防犯対策

「こどものもり」では、防犯対策の一つとして、玄関の中扉に自動ドア及びオートロック機能を備えているとともに、玄関の外扉と中扉の間に監視カメラを設置して職員室からモニター画面で確認を行っています。

人の出入りの少ない時間帯及び午睡の時間帯は中扉を施錠している場合がありますので、その場合はご面倒をおかけしますが、インターフォンで来園の旨をお伝えください。

(32) 冷暖房設備

夏季期間	基本的には各部屋の窓の開放や扇風機による対応を行いますが、室温が一定の温度を超えるなど、お子さんの熱中症や暑さによる体調不良が心配されると思われる場合は、各保育室及び遊戯室にある冷房機（エアコン）を必要に応じて使用します。
冬季期間	「こどものもり」に木質バイオマスボイラーを設置しており、床暖房などにより冬季期間もお子さんの寒さ対策を行っています。

(33) 個人情報の取り扱い

個人情報保護法にのっとり、子ども並びに保護者の皆様や関係者の皆様の個人情報を保護するため、下川町認定こども園「こどものもり」ではこの法律に基づく取扱いを行っています。

当園で取り扱う個人情報につきましては、当然のことながら当園での保育・教育活動の範囲に限定しており、それ以外での使用、漏洩などが無いように厳重に管理しています。

ただし、以下に記載しました項目（②～④）につきましては、下川町内外へのアピール（情報発信）、教育の向上発展、子どもたちの意欲の育成、当園と家庭との連携や小学校との連携を図ることなどのため、必要な範囲で皆様方の個人情報の取得、或いは提供する場合があります。

つきましては、このことに多大なるご理解をいただきますよう、お願いします。

① こども園管理の園児の個人情報

- ・ 各種名簿（園児及び各家庭の情報含む）
- ・ 日々の保育の記録
- ・ 保育要録等

② 園内における掲示、配布物

（卒園後であっても次回更新時まで掲示、掲載の場合有）

- ・ 保育の成果
- ・ 記録写真などの掲示
- ・ 作品の展示
- ・ 園行事や活動に伴う名簿の掲示及び配布物の掲載
- ・ 町ホームページにおける園児の写真の掲載

③ 対外機関への提出書類

- ・ 園外活動に伴う名簿の提出
- ・ 保険、金融機関など申込みに伴う名簿提出

④ 各家庭への配付物（ご家庭で責任を持って管理をお願いします）

- ・ 「こどものもりだより」などの通信物
- ・ 行事等における集合写真等